

令和元年10月15日

会 員 各 位

公益社団法人 不動産保証協会静岡県本部
(公益社団法人 全日本不動産協会静岡県本部)
本部長 疋田 貞明
教育研修委員長 鈴木 薫

「令和元年度 eラーニングによる法定研修」の実施について（ご案内）

平素は当本部の運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、この度、静岡県本部主催による「令和元年度 eラーニングによる法定研修」を下記要領により実施いたします。本研修は、宅地建物取引業法第64条の6の規定に基づく法定のものとなりますので、必ず受講していただけますようお願い申し上げます。

記

実施期間	令和元年10月16日から12月15日までの2か月間
講義内容	第1部 「不動産取引における紛争事例と解決のポイント」（60分） 講 師 海谷・江口・池田法律事務所 弁護士 江口 正夫 第2部 「2019年度税制改正のポイント」（60分） 講 師 上野雄一税理士事務所 税理士 上野 雄一
受講方法 (eラーニングとは)	<u>上記実施期間中、任意の時間において、受講者のオフィス、自宅、その他インターネットアクセスが可能かつ受講に適した場所で、「ラビーネット」にアクセスし、「全日保証 eラーニング研修」のコンテンツから講義動画を視聴する方法</u> ※「ラビーネット」URL https://portal.rabynet.zennichi.or.jp/ ※受講するにはラビーネットのIDとパスワードが必要となります。
動作環境	安定した動画再生ができるパソコン・タブレット等の端末とインターネット回線
受講対象者	当本部に所属する会員の代表者、宅地建物取引士及び宅地建物取引業の業務に従事し、又は従事しようとする者 ※静岡県内に所在する本店又は支店について、それぞれ各事務所にて1名以上の受講が必須となります（他の都道府県に所在する支店は対象外です）。
受講完了条件	講義動画の全編（全ファイル）を最後まで視聴し、講義ごとに設定された効果測定 の設問について5割以上正解したうえで、システム上で受講完了申請を行うこと ※「eラーニングによる法定研修」では「 <u>研修済証</u> 」は発行いたしません。
問い合わせ先	公益社団法人 不動産保証協会静岡県本部 TEL：054-285-1208 / FAX：054-284-0913 / Mail：info@shizuoka.zennichi.or.jp

以上